

主たる賃金で判断か

雇用「以外」の副業許可

問

副業・兼業の許可に当たり、雇用「以外」という条件付きにしています。仮に本業の収入を上回る状況になれば、雇用保険の被保険者資格は「主たる賃金」をどこで得ているか判断するのが正しいのでしょうか。

被保険者資格 本業は継続に

答

雇用保険の被保険者となるのは、法6条各号の適用除外に該当する者以外のもの（法4条）です。週の所定労働時間が20時間未満、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者等は、適用が除外されています。副業・兼業で同時に2以上の雇用関係にある労働者について、仮に、両社で雇用保険の被保険者資格の要件を満たしたときでも、二重に加入するわけではありません。「原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係」についてのみ被保険者となります（雇用保険業務取扱要領）。本業が雇用、副業が自営等の非雇用、のとき、同時に2以上の雇用関係にはありません。従前は、「雇用（本件では本業）によって得る賃金が、生計維持に必要な主たる賃金かどうか」に留意するとしていたところ、現在は、収入にかかわらず「適用事業の事業主の下での就業条件が被保険者となるべき要件を満たす場合には、被保険者」（前掲要領）となっています。